

全佛通信

三月号
発行所 財団法人 全日本仏教会
東京都中央区築地 三ノ木臨寺内
電話 〇三二三
振替東京 〇三〇〇
発行人 栗本俊道
編集者 別所弘因
印刷所 ルンビニ社

彼岸を現代に生かさう

勝 又 俊 教

彼岸は仏のさとりの世界をさし
此岸はわれわれのまよいの世界を
さす言葉である。釈尊は八聖道の
実践によって覚者となられ、大乘
仏教になるとさとの彼岸に至る
方法として特に六波羅蜜の実践が
強調されるようになった。その他
十善業とか四摂法とか多くの教が
説かれていくが、これらはいずれ
も人間性を自覚し、人間の正しい
生き方を体験を通して説示された
ものである。インド仏教を貫く根
本問題は、さとの世界や、まよ
いの世界をただ分析的に解明する
ことではなく、いかにして迷執を
離れてさとの彼岸に達するか、
言いかえれば、いかにして人間が
人間性にめぐりて人間の理想を
実現するかという点にあったのであ
る。したがって彼岸という言葉も
単独に用いられるよりは、彼岸に
到る(Pāramitā)方法として説か
れることが多い点に注意しなけれ
ばならない。

さらにはわが国に伝わる間に、仏教
はそれぞれの民族固有の思想、信
仰・習俗などと習合して、特有な
形態をとる場合が多い。わが国で
一般に行われている彼岸会の行事
もその顕著な一例である。
彼岸会の起源は必ずしも明らか
でないが、大体二つの要因が考え
られる。その一つは善導の観経疏
には、春分秋分の日は太陽が真東
から、出て真西に没するから阿弥
陀仏の西方極楽浄土を觀想するに
最も適した日であるといひ、また
その極楽浄土を西岸といっている
が、この西岸は彼岸に他ならない
から、弥陀の浄土を觀することが
彼岸会の起源であるとしてよいで
あろう。他の一つは大方便仏報恩
經に、安穩吉祥の果報を求めよう
とすれば、春秋二季の八日に持齋
精進すれば特に大きな功德がある
と説かれており、提謂經や淨度三
昧經には、立春、春分、立夏、夏
至、立秋、秋分、立冬、冬至の八
王日に持齋精進すれば増壽得益が
あると説かれているので、これも
また彼岸会の起る要因となったと
見てよいであらう。

“中道”を御進講

副会長 宮本正尊博士



戦后仏教関係から鈴木大拙博
士に次いで二人目の宮中に於け
る「講書始めの儀」に進講者と
して選
ばれた
宮本正
尊博士
は、生
涯を専
ら流
れの中
に打ち
込み、
中道思
想を体
系づけ
られた
。中道
思想
こそは
現代の
日本、
否今の
世界

しかし中国で彼岸会の行事が行
われたかどうかは明らかでなく、
わが国でも奈良時代にはまだ彼岸
の行事は行われなかったようであ
る。
このように彼岸は元来、浄土信
仰によって死者の霊の冥福を祈る
日であり、同時にまた持齋精進し
て善根をつみ、信仰を深める日と
もあったが、今日ではその後者の
意味が殆んど失われ、専ら祖先の
霊、死者の霊の冥福を祈るため
にお寺詣りをし、お墓詣りをする風
習となつてゐる。また明治以後、
政府はこの日を祭日と定め、春季
皇霊祭、秋季皇霊祭と呼称したが
戦後では春分の日、秋分の日と改
称して幾分か宗教的意味をほかし
ている。
このように彼岸の行事には歴史
的変遷があり、それにはそれ相応
の意義を認めてよいであらう。し
かし、仏教の本来の立場から言え
ば、彼岸を死者の世界に限定し、

死者の冥福を祈る行事となすのみ
では決して仏教の正しい受容の仕
方ではない。むしろ人間がこの世
において、いかにして正しい生き
方をして、さとの彼岸に至るかとい
うことの方がはるかに重要な意
味をもつものである。この意味で
は平安鎌倉時代の彼岸の考え方に
中に持齋精進の思想が取り入れら
れたことは注目すべきことである
が、作善の功德を強調する点では
やはり本末的な仏教をそのまま受
容してゐるとは言えない。ここに
わが国の仏教の特異な歩みがある
。しかし今や科学の発達と社会思
想や社会構造の特異な発展に伴つ
て、多くの現代人は人間性の喪失
という危機に直面してゐる。この
ような現代人を救うものは仏教的
ヒューマニズム以外にはないと考
えられる。われわれは今日、彼岸
が死者の冥福を祈るうるわしい仏
教行事となつてゐることの深い意
義を認めて、これを持せしめる
と共に、さらに進んでは、
なげふ彼岸菩提のたねをまく日か
の一句があるように、この彼岸を
到彼岸の意味に解釈して、われわ
れの正しい生き方を実践し、仏教
の信仰を深める週間として一大仏
教運動を展開すべきであらう。
最近、識者の間に信徒憲章の
ようなものを制定して、現代人の
精神生活の指針を明らかにしよう
とする運動があるが、これなども
彼岸の週間に取りあげて活動する
ことはきわめて意義あることと思
う。われわれはいたづらに宗教的
伝統や因襲にとらわれることなく
現代人が求めている人間の宗教と
しての仏教を現代に生かすことに
努力しなければならぬ。彼岸を
現代に生かす道が開かれるであ
らう。(筆者は東洋大学教授、
文学博士)

委員長以下役員決定

時局対策協議会骨格成る

三月十四日 東京で発会式

全仏常務理事会は一月廿三日午後三時から五時まで、東京文京区の観光閣で開催され左の協議題について熱心に審議した。

一、昭和三十八年度事業計画並びに予算編成方針に関する件

金剛理事長挨拶に次いで栗本局長より本年度予算編成方針について説明があり、昨年度を踏襲することに異議なく決定。

二、全日本仏教会時局対策協議会に関する件

予算三百万円を見込み、内容として控訴関係費用百万円、資料収集調査、出版、百万円、国会対策、渉外、会議費百万円とし、予算の関係上有給職員をおけない点を明かにした。

①委員は六十名で、宗派推薦者、常務理事、学識経験者(含全仏専門委員)。

②幹事は宗派推薦者、学識経験者、全仏部長等廿四名。

③顧問、参与は全仏顧問参与全員は委員の選外とし相談役とする。

④委員長は理事長、⑤副委員長は事務総長、阿部、松本各委員長(委員)。

⑥総事は事務局長(国際、組織局長は委員)。

⑦事務分掌は調査、企画は組織局が担当(吉井部長)、渉外、出版は国際局担当(柳部長)、庶務会計は総務局担当(別所部長)が決定を見た。(別掲)

東京で発会式

本年八月の期限の時は、改めて常務理事会に諮る旨回答した。幹事は在京者を中心に選出、宗派推薦委員等を一丸とした第一回委員会を発会の時に充て、特に当面の構想も考慮しては資料編纂を専門家に依頼し、幹事会に於て検討の方針である旨が当局より申渡された。なお全教統一丸となった協議会である事の要望があり、最後に金剛理事長より資料収集について協力方の要請があった。

三、第十一回全日本仏教徒会議に関する件

狩野局長より詳細に説明され六月三、四日九州の福岡市電気ホールでの開催が再確認された

四、その他の件

①鑑真和尚遺徳奉賛に関する件 一月十五日付奉賛会発起人会(代表大谷肇潤氏、清水谷恭順師)より申し入れあり、協議の結果全仏としては千二百年法要を純粹にとめる。国際的状况を考慮し慎重を期す唐招提寺側の意向を打診すること。尚日中仏教交流懇談会と在京常務理事会が会談の上要望書に対する回答をなす事

②仏教東漸七十年記念会の件

③世界連邦問題の件

④沖繩派遣慰霊祭報告の件 特に関内各宗派から仏教図書への寄贈方の依頼がなされた

なお署名委員は太田淳昭師、長岡慶信師であった。出席者は、

金剛秀一、太田淳昭、加賀美日聯、阿部竜伝、長岡慶信、清田寂垣(代)、倉持秀峰、平林有高、

水村宗春、岩野真雄、山本杉、清水祐之、末広愛邦、清谷得電(関西事務局総長)、当局から理事長、栗本、狩野局長、三部長、主事

全日本仏教会時局対策協議会 役員氏名一覧

委員長 金剛秀一 副委員長 白山亮一、阿部竜伝、松本徳明

委員 上野頼榮、平林有高、岩野真雄、野村宗春、太田淳昭

清水祐之、訓覇信雄、末広愛邦、清田寂垣、金子弁浄、奥田行朗、吉本道観、高橋照空、川田聖見、木村智広、水島真之、内藤隆壽、潮瀬養爾、藤原俊、英主税、棚原良雄、二宮清海、谷 堯昭、金子正則、北山春寛、竹島三正、朝倉俊夫、源玄英、松浦勝道、南谷恵澄、壬生台舜、井上恵行、友松円諦、摩尼清之、中山理々、伊藤道機、塩入亮忠、吉田敬直、来馬道断、山本洋一、常光浩然、浜田本悠、村野宣忠、小松浄祐、大塚弘、長谷川良信、真溪義貫、増永靈鳳、三原信一、西義雄、久保田正文、坂戸公隆、狩野獲麟、石川正静、椎谷健、栗本俊道、幹事 橋爪良恒、小沢昭禧、門屋大寿、高山有進、安居香山、竹中信常、石田瑞鷹、森 開竜、服部松青、峯岸広哉、杉谷義周、蓮池東洋、大塚正芳、泰本 融、塩入亮達、船口暉子、北之内真竜、鈴木敏範、塩田隆雄、稲沢淨光、別所

弘因、吉井淨仙、柳了堅、総主 栗本俊道、事務主任 鎌田良昭、書記 相馬広濟、福井清俊 伊東堅純

全仏本年度第二回目の常務理事會は、二月十二日午後四時半から同六時半に亘って京都市五条坂の「つる家」で開催された下記の議案について熱心に審議した。

まず會は金剛理事長開會挨拶に はじまり、栗本総務局長より仏教界諸般の情勢について説明し議事に入った。

①昭和卅八年度事業計画並びに予算編成方針に関する件 栗本局長より昨卅七年度予算を踏襲する旨を述べ、昨年度予算書を資料として配布し内容の説明を行った了承決を見た。

②全日本仏教会時局対策協議会に関する件 当局より前一月廿三日開催の常務理事会で決定した三百万円予算を内容的に、百万円(基地訴訟に要する予算)百万円(資料収集運動費)の二大別的な説明をなし、不足額は全仏自体の予算と睨み合せてゆきたい旨を説明し、全員異議なく了承した。

なお時局協議会の発会式、委員幹事会開催の日取りについては、大谷会長の都合もあり、一応委員幹事会を三月十二日午後二時に東京で開催すること、発会式は会長の都合如何で決めること等を申合せた。(なお翌日の大谷会長との懇談において、三月十四日午前十時委員、幹事会、同日正午から発会披露懇談会を東京赤坂プリンスホテルで開催することに決定された)

③第十一回全日本仏教徒会議に関する件 狩野組織局長より六月三、四日福岡市電気ホールで開催する事、現在までの福岡の大会準備委員会側との交渉経過が述べられ全員再確認した。

④全一仏教活動強化に関する建議について 当局より一月廿三日開催の常務理事会で継続審議事項となっていた阿部龍伝氏提出の議案で、この試案取扱方針について審議したい旨述べた。阿部常務理事より建議代表として詳細に亘って、その趣旨がのべられ、結論としてこの建議内容について全員異議なく、その具体化については再に関係機関に諮って慎重に善処してゆくことに決定された。

⑤その他の件 ①鑑真和尚遺徳奉賛に関する件 理事長より右奉賛会発起人代表との会見経過について述べ、全仏としては鑑真和尚の遺徳奉賛法要を行なうこと。近々に第二回目の会見を行ないその後に具体化してゆく旨を述べ了承を求めた。

②寺院名鑑発行の件 資金面については東邦図書出版会社が負担し、全仏はそれに協賛することに決定す。

③アジア救済協会の件 仏教界としては現在のところ同会顧問に金剛秀一、李方子氏理事に久保田正文、中山理々氏らが個人的に出ている。若干の役員を仏教界から出してほしい依頼があるが、関係者と協議して善処したいことに決定。

(4)世界連邦仏教徒協議会の件
 仏教徒の加盟については更に慎重に関係者と協議の上、次回の会議に諮りたい旨諒承。
 (5)沖繩に仏教書贈呈運動の件
 当局より右運動の趣旨の印刷物を配布し協力を要望し確認された。
 (6)仏教音楽等の著作権資料収集の件
 文部省より著作権侵害に備えて仏教関係音楽等の資料収集方の依頼があった旨当局より述べ協力を要望した。
 以上で議事審議が終了し、理事長より挨拶があり、署名委員に上野頼栄、訓朝信雄両師が指名され午後六時三十五分終了した。
 出席者は、清田叔坦、太田淳昭、阿部竜伝、金剛秀一、岩野真雄(代)、平林育高、訓朝信雄、上野頼栄、清谷得竜、白山総長、栗本、狩野局長、別所、吉井、柳各部長、渡辺俊英、伊原一道、鎌田主事(含委任六名、順不同敬称略)

なお全国宗務総長会議は翌二月十三日午前十時四十分折からの降雪の中で京都東本願寺宮御殿で開催され、栗本局長開会挨拶、金剛理事長が挨拶をなし、大谷派宗務総長訓朝信雄師を座長に推挙し議事に入った。

(1)昭和三十八年度事業計画、予算編成方針に関する件

当局より前年踏襲でゆきたいこと。時局協議会予算三百万円の内容的説明をなし、全仏職員が事務をとること等の説明をなした承方を求め全員異議なく了承した。ついで座長より本件は(2)時局協議会

に関する件の議題と関連あるので引続き審議願いたい旨申渡しがあつた。高野山代表者より在外宗教施設の返還について全仏が積極的に運動されたい旨の要望があり、当局はそれを承した。なお当局より新興宗教対策の一環として国會議員名簿を作製したので協力してほしい旨を要望し確認された
 (3)第十一回全日本仏教徒会議に関する件
 符野局長より福岡の大会準備委員側との事務接渉経過を披露、各宗より多数参加方を要請した。なお現地福岡県仏蒲池繁氏が参席していた関係で、同氏より現地の模様を詳しく報告し更に多数参加の協力を要望した。

(4)その他の件

①寺院名鑑出版の件
 当局より資金面は出版会社が負担、全仏が協賛すること。資料の収集については各宗派が協力してほしい旨をのべ了承した。
 ②著作権問題について
 当局より文部省から著作権侵害事件が最近著るしいので仏教音楽関係等の資料を各宗派より提出されたい要望があつた旨述べ協力を求めた。
 ③鑑真和尚遺徳奉賛に関する件
 前述常務理事会の経過事項を参照された。
 ④沖繩仏教界へ書籍贈呈運動について
 当局より配布趣旨案に基づいて説明され、各宗派の全面的な協力を要請した。

なお座長より西日本地区仏教徒会議もひきつづき開催するはずであつたが、総長会議と合同で開催し、総長会議をもってそれに替え

たい旨了承を求め、全員異議なく了承し理事長挨拶のあと正午に閉会となつた。
 出席者は、本靈禪山(融通念仏) 龜山弘広(高野山代)、高田善正(木辺派代)、金剛秀一(曹洞)、木村智広(新義真言)、佐伯快竜(真言律) 森岡善曉(真言泉涌寺派)、上野澄園(華嚴)、大隅亮彰(西山浄土)、柳生昌泉(妙見)、古野東越(建仁寺派)、久山忍堂(相国寺派代)、物部義道(仏光寺派)、宮裡頭秀妙(心寺派)、清田叔坦(天台)、綾俊照(興正寺派代)、誓山信曉(高田派) 平林育高(豊山派)、吉永正晴(顯

行政不服審査法

(審理の方式)

第二十五条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審理請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て補佐人とともに出席することができる。
 (証拠書類等の提出)
 第二十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
 (参考人の陳述及び鑑定)の要求

(前号につづく)

第二十七条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適當と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。
 (物件の提出要求)
 第二十八条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。
 (検証)
 第二十九条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち合う機会を与えなければならない。
 (審査請求人又は参加人の審尋)
 第三十条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審尋することができる。
 (職員による審理手続)
 第三十一条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ第二十七条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第二十九条第一項の規定による検証をさせ又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。
 (他の法令に基づく調査権との関係)
 第三十二条 前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。
 (処分庁からの物件の提出及び閲覧)
 第三十三条 処分庁は、当該処分理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。
 2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求め、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由で、

本法華代)、虎山道五(南禅寺派)、沢村寛真(東寺派代)、神田寛雄(本願寺派代)、森詔門(御室派)、上野頼栄(智山派)、内藤性俊(天台真盛代)、訓朝信雄(大谷派)、奥博良(京都府仏)、川井春童(島根県仏)、松平智徳(滋賀県仏代)、松本静戒(奈良県仏代)、蒲池繁(福岡県仏)、北島隆啓、中村文人(福岡県仏)、山下輝雄(高野山時報社) 白山総長、栗本、狩野、石川局長、別所、吉井、柳部長、渡辺俊英(関西事務局長総務部長)、伊原一道(関西主事)、鎌田主事(順不同敬称略)

第二十九條 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

- 5 前三項の場合において、処分があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- (執行停止)
- 第三十四条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。
- 2 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすることができ、
- 3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえ、執行停止をすることができ、ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。
- 4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみるときは、この限りでない。

- 6 執行停止の申立てがあったときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をすることができ、決定しなければならない。
- (執行停止の取消し)
- 第三十五条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、又は処分の執行若しくは手続の続行を不可能とすることが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁はその執行停止を取り消すことができる。
- (手続の併合又は分離)
- 第三十六条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。
- (手続の承継)
- 第三十七条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。
- 2 審査請求人について合併があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団又は合併により設立された法人その他の社団若しくは財団は、審査請求人の地位を承継する。
- 3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には死亡による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

- 4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団に於てされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。
- 5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。
- (審査庁が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置)
- 第三十八条 審査庁が審査請求を受理した後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは当該行政庁は審査請求書又は審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決する権限を有することにされた行政庁に引き継がなければならない。この場合においては、その引き継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。
- (審査請求の取下げ)
- 第三十九条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
- 2 審査請求の取下げは、書面で行われなければならない。
- (裁決)
- 第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- 2 審査請求が理由がないときは審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消すことができる。事実行為については、審査請求が理由があるときは、審査庁は処分に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。
- 5 前二項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることができない。
- 6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえで、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に

- 適合しないと認めるときは、審査庁は裁決で当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。
- (裁決の方法)
- 第四十一条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名印をしなければならない。
- 2 審査庁は再審査請求をすることができ、再審査請求をするときは、裁決書に再審査請求をすることができ、再審査請求を記載して、これを教示しなければならない。
- (裁決の効力発生)
- 第四十二条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。
- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示報に掲載し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して、そのものとすることを、この場合において、

- 4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団に於てされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。
- 5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。
- (審査庁が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置)
- 第三十八条 審査庁が審査請求を受理した後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは当該行政庁は審査請求書又は審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決する権限を有することにされた行政庁に引き継がなければならない。この場合においては、その引き継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。
- (審査請求の取下げ)
- 第三十九条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
- 2 審査請求の取下げは、書面で行われなければならない。
- (裁決)
- 第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- 2 審査請求が理由がないときは審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消すことができる。事実行為については、審査請求が理由があるときは、審査庁は処分に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。
- 5 前二項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることができない。
- 6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえで、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に

は、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)
第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分を取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁はその通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類の返還)
第四十四条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第二十六条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第二十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三節 処分についての異議申立て

(異議申立期間)
第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

(誤った教示をした場合の救済)
第四十六条 異議申立てをすることができぬ処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができぬ旨を教示した場合(審査請求をすることもできぬ処分につき、処分庁が誤まって審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合を含む)において、その教示された行政庁に書面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書を当該処分庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により審査請求書が処分庁に送付されたときは、はじめから処分庁に異議申立てがされたものとみなす。

第四十七条 申議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く)については、異議申立てが理由があるときは、異議申立ては、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができ

ず、また、当該処分が法令に基づく審査会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問しその答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4 事実行為についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立人の不利益に事実行為を変更することができない。

5 処分庁は、審査請求をすることもできぬ処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議申立人が当該処分につきすでに審査請求をしている場合を除き、決定書に、当該処分につき審査請求をすることができぬ旨並びに審査請求をすることができぬ旨並びに審査庁及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)
第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第三十三條、第三十四條第三項、第四十條第一項から第五項まで、第四十一條第二項及び第四十三條を除く)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

第四節 不服申立て
第四十九條 不服申立て(不服申立書の記載事項)
第五十條 不服申立ては、決定で、当該異議申立書又は審査請求書には、

次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年令又は名称並びに住所
二 当該不服行為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
三 異議申立て又は審査請求の年月日
(不服行為の決定その他の措置)
第五十條 不服申立ては、異議申立てが不適法であるときは、不服行為は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 前項の場合を除くほか、不服行為は、不服行為についての異議申立てがあつた日の翌日から起算して二十日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不服の理由を示さなければならない。

(審査庁の裁決)
第五十一條 不服申立ては、審査請求が不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不服行為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不服行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不服行為に對しすみやかに申請に對するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。(処分についての審査請求に関する規定の準用)
第五十二條 第十五條第二項及び第四項、第二十一條、第三十七條から第三十九條まで、第四十

一條第一項並びに第四十二條第一項から第三項までの規定は、不服行為についての異議申立てに準用する。
2 第二節(第十四條、第十五條第一項及び第三項、第十六條から第二十四條まで、第二十四條、第三十四條、第三十五條、第四十條、第四十一條第二項並びに第四十三條を除く)の規定は、不服行為についての審査請求に準用する。
第五節 再審査請求
第五十三條 再審査請求は、再審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内にならなければならない。
(裁決書の送付要求)
第五十四條 再審査庁は、再審査請求を受理したときは、審査庁に對し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができ

る。
(裁決)
第五十五條 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。
(審査請求に関する規定の準用)
第五十六條 第二節(第十四條第一項本文、第十五條第三項、第十八條から第二十二條まで、第二十二條及び第二十三條を除く)の規定は、再審査請求に準用する。

第三章 補則
第五十七條 行政庁は、審査請

求を受理したときは、審査庁に對し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができ

る。
(裁決)
第五十五條 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。
(審査請求に関する規定の準用)
第五十六條 第二節(第十四條第一項本文、第十五條第三項、第十八條から第二十二條まで、第二十二條及び第二十三條を除く)の規定は、再審査請求に準用する。

第三章 補則
第五十七條 行政庁は、審査請

求を受理したときは、審査庁に對し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができ

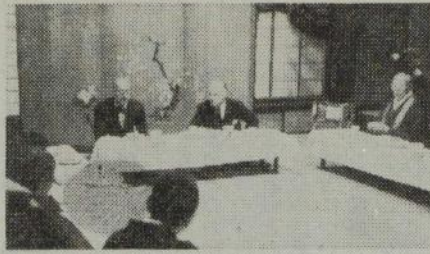
る。
(裁決)
第五十五條 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。
(審査請求に関する規定の準用)
第五十六條 第二節(第十四條第一項本文、第十五條第三項、第十八條から第二十二條まで、第二十二條及び第二十三條を除く)の規定は、再審査請求に準用する。

ウルガイ国 大学教授来日

日本仏教について懇談

二月二十七日 浅草寺で

日本ユネスコ国内委員会の招きによって来日した南米ウルガイ国モンテビデオ市の師範学校哲学、形而上学教授デル・カンボ氏および共和国大学サンスクリットおよびインド文化教授のニコラス・アルチコフ氏が二月十日来日し



ウルガイ大学教授との懇談のもよう

約二ヶ月にわたって、日本における哲学、宗教特に仏教について研究することになり、同委員会からの依頼により全仏では、さる二月二十七日午後二時より東京、浅草寺伝法院大書院において懇談会を開催した。
当日は午後一時三十分同寺へ到着直ちに本堂を参拝し、上村真肇師から種々説明をきいたのち、大書院において日本仏教について

熱心に懇談し浅草寺の十六日、映画を観覧し、深い感銘をうけて同四時辞去された。
当日の出席者は清水谷恭順副会長、駒大教授増永靈鳳博士、村野宣忠国際委員長、上村真肇大正大学教授、塩入亮達氏、石川国際局長、柳岡部長、鎌田主事および東大の阿部研究生であったが主なる質疑は次の通りであった。

○日本仏教の宗派は多くに分れていますが、実社会とどう結びついているか。
○ウルガイはカソリック教国であるが、仏教特に「禅」やインドのヴェダンタに興味を持っている人々が多い。実際の「禅」の定義とその種類はどうか。
○仏教とキリスト教の慈愛についての相違点について、増永教授や村野宣忠氏、それに石川国際局長らから夫々回答され和気あたたかい内に散会となった。
全佛大谷会長から祝辞
タイ国仏教会(会長サンヤ・ダルマサクテイ氏)では本年、同仏教会が設立されて三十年を迎えるので、記念出版をすることになったが全仏大谷会長宛にもメッセージの恵送方を副会長ブーン・P・デイスクル妃殿下名で依頼して来たので、国際局では早速大谷光照

西本願寺門主宛にそのむね依頼した。

シツキム王子の結婚式へ

全仏から祝辞

既報のシツキム王室において三月二十日開催される、同国王子ナムギヤル氏の結婚披露宴に、日本仏教代表として招待されていた全仏では、過日の局内会議で代表を送らずに祝辞を送ることに決めた
妙心寺派古川管長ら

四月に台湾開教へ

中国仏教会(台湾)の招きで、臨済宗妙心寺派古川大航管長らが四月末から約二週間の予定で現地へ向かうことになった。
これは同派が戦前から台湾開教に長年従事していた関係で、特に日本の布教師を求める声が台湾側に高まって来ており、このほど五名の布教師を求めて来たものである。
なお古川管長のほか東海宣誠師(元台湾開教監督)、高林玄宗師(元台湾開教師高林玄宝師の令息)らが同行する。
京都府佛事務所移転
二月一日より京都府仏教会(理事長奥博良師)事務所が左記に移転した旨通達があった。
記
京都市東山区大和路通四条下
ル四丁目小松町一四六
禅居庵内
電(56)五五五六番
市電 四条京阪前下車南入四丁又は東山安井下車西入四丁
市バス 南座前下車南入四丁

比叡山延暦寺役員交迭

昨年十二月廿三日付で次の各師が新任した旨通知があった。

執行	叡南 覚誠
副執行	中山 玄雄
同	叡南 祖賢
同	梅山 円了
幹事	赤松 円瑞

全佛事務局だより

◇築地本願寺では、四月二十六日から二十九日まで親鸞聖人七百回大遠忌が厳修されるが、目下着々準備がすすみ本堂内外の改装が行われ面目が一新された。
この大法要期間中は全仏の事務局も他の部屋にうつることになり二月末引越した。
◇この大遠忌は地方からの団参も五千余名をかぞえ各種の行事も盛大に行われる模様である。
なお地下鉄も日比谷線の完成とともに本願寺前の駅も竣工し全仏へも非常に便利になった。
◇総務局附主事として、さる三十二年就任以来約二年にわたって、種々活躍していた門屋大寿氏は、一月末辞任し豊山派宗務所財務部主事となられ元の古巣へもどられた益々御健闘を祈るものである。
後任には同じく豊山派から元教育学部主事の伊東堅純氏が二月一日附で就任した。
◇井上靖原作 依田義賢脚色の、天下の薨が四月十日から前進座総出演で上演されるが、本年は鑑真和尚生誕一千二百年にあたるので

これを機縁としてその成果が期待され、この上演にあたって仏教界でも協力することになり事務局でも飛廻っている。

◇時局対策協議会では、三月十四日午前十時から委員会、幹事会の合同会議が赤坂プリンスホテルで行われ、さらに当日は仏教系衆参両院議員三百余名にも招待状を送るなど諸準備に大奮である。
なおその後における同協議会の活躍が大いに期待されている。

◇九州大会の準備も着々進み、井上画伯の書かれたポスターもお彼岸までには出来上ることになっており、またこの外に信仰昂揚のためのポスターも出来る予定である (Y生)
安部大悟師逝去
かねて宇治市東宇治大和田の自宅で加療中のところ、二月十九日脳溢血のため逝去された。師は竜大中退后、西本願寺小樽別院輪番をかわり、審議室部長、教育部長を経て、二十三年九月総務に就任した。なお著書には「親鸞」等がある。行年五十九才。
あとがき
△時局協議会は別掲のように、いよいよ三月十四日赤坂プリンスホテルで委員幹事会にひきつづき発会式をあげる事になった。
△排他的暴力宗教思想の浸透をこれ以上傍観してはならない
△同信各位の奮起と団結を願ってやまないものである(編集子)